

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年2月20日

高松市監査委員 谷本繁男  
 同 吉田正己  
 同 中村順一  
 同 岡下勝彦

平成20年度定期監査結果報告等について

第1 健康福祉部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成19年度および平成20年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
健康福祉部	健康福祉総務課、介護保険課、障害福祉課、生活福祉課、保健衛生課、生活保健課、地域包括支援センター	平成20年10月28日から平成21年1月8日まで
	平成19年度および平成20年4月1日から同年10月27日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	

## (2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、保健センターおよび地域包括支援センターの備品管理について、実地監査を行った。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、障害福祉課の平成19年度身体障害者緊急通報装置保守点検業務委託に係る見積徴取伺決裁、ひぐらし荘の平成20年度給湯暖房温水機保守業務委託に係る支出負担行為伺決裁、生活福祉課の平成20年度電子計算機のプロ

グラム作成および変更事務委託に係る見積徴取伺決裁ならびに生活衛生課の平成19年度衛生害虫駆除用薬剤購入に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(障害福祉課，ひぐらし荘，生活福祉課，生活衛生課)

イ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定されているが、平成20年度災害時要援護者台帳システム構築業務委託の見積徴取伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(健康福祉総務課)

ウ 普通財産貸付に伴う連帯保証人の取扱いを適正にすべきもの

知的障害者通所授産施設用地として社会福祉法人あゆみの会と締結している普通財産の土地賃貸借契約については、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項により準用する同規則第26条第2項に基づき、借受願人に連帯保証人を立てさせ、普通財産借受願に連署させているにもかかわらず、同契約締結伺決裁には、同項ただし書に基づく連帯保証人を立てさせる必要がないと認める理由を記載しないまま、連帯保証人を立てさせずに同契約を締結しており、その後も、借受願人から提出された公有財産使用（借受）期間延長願には、連帯保証人が連署しているにもかかわらず、期間延長伺決裁等で同様の事務処理を行っているなど、連帯保証人の取扱いが伺決裁、契約書、借受願等で合致していないため、今後、同契約の契約更新等を行う場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(障害福祉課)

エ 普通財産貸付台帳を作成すべきもの

普通財産を貸し付けた場合には，高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定に基づき，普通財産貸付台帳を調整しなければならないが，知的障害者通所授産施設用地として社会福祉法人あゆみの会に貸し付けている普通財産については，普通財産貸付台帳を調整していないので，同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(障害福祉課)

オ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理については，高松市公有財産事務取扱規則，高松市公有財産事務取扱要領，行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準および高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき，適正に事務処理しなければならないが，高松市老人センター屋島源平荘では，自動販売機設置に係る使用許可伺決裁に使用料を後納とする理由を記載していないもの，高松市ふれあい福祉センター勝賀では，自動販売機設置に係る使用許可伺決裁に連帯保証人を立てさせていない理由を記載していないものやデイサービスセンター設置に係る使用許可申請書に添付すべき位置図・平面図等がないもの，高松市国分寺老人福祉センターでは，団体事務所使用に係る使用許可伺決裁に使用料の減免理由を記載していないものなどが見受けられたので，今後は，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(長寿福祉課)

カ 委託事業の履行確保を適正に行うべきもの

高松市軽度生活援助事業委託契約書第2条では，高松市軽度生活援助事業実施要綱に基づき事業の実施を行わなければならないと規定しているが，受託者から提出された報告書（サービス提供記録簿等）では，同要綱第4条に規定する援助員の行うサービス内容が確認できないものや，同要綱第8条に規定する派遣日等以外にも要望に基づきサービスが行われているものが見受けられるなど，同要綱に基づく事業の実施が確保されていないので，今後は，提出される

報告書の内容確認を徹底するとともに、委託事業の実態に即した要綱等を整備するなど、委託事業の適正な履行確保を行われたい。

(長寿福祉課)

キ 適正な科目で収入すべきもの

行政財産の目的外使用に関する使用料については、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき、使用料として徴収すべきところ、平成20年度の行政財産の目的外使用（清涼飲料水自動販売機設置）に関する使用料については、収入科目を諸収入としているので、今後は、適正な収入科目で事務処理されたい。

(ひぐらし荘)

ク 委託事業の履行確認を適正にすべきもの

ひとり親家庭生活支援事業委託契約および母子家庭等就業・自立支援センター事業委託契約については、各委託契約書第10条の規定に基づく検査の結果、委託事業が履行されていない場合においては、前払いされた委託料のうち、正当な既履行部分相当額以外を返還させることとしているが、いずれの事業も委託契約書に基づく受託者からの報告書を受理しないまま、その成果を検査し、委託事業が適正になされたものとして確認していることから、今後、同様の契約を締結する場合には、契約条項に基づき、適正に履行確認を行われたい。

(こども未来課)

ケ 廃棄物処理に係る許可証の写しを提出させるべきもの

平成19年度の高松市立保育所廃棄物処理委託契約書（中央・西・東ブロック）第2条第1項では、受託者は許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出することと規定しているが、同契約書に添付されている受託者の産業廃棄物処分業許可証の有効期限は、契約期間中に満了となっているにもかかわらず、更新後の同許可証の写しが提出されていないので、今後、同種の業務委託契約の締結に際して、許可証の許可期限が契約期間中に満了となる場合には、受託者に更新後の許

可証の写しの提出を求め、契約締結伺決裁に添付するなど、適正に事務処理されたい。

(保育課)

コ 物品の貸付を適正にすべきもの

高松市物品会計規則第47条では、特別の理由により、物品を他の団体又は個人に貸付しようとするときは、市長の承認を受け物品預り証を徴したのち、これを引渡すものとするとして規定されており、その場合、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1管財および用品の表第1項第2号の規定に基づき、専決者までの決裁を受けなければならないが、牟礼保健ステーションの健康体力測定システム装置については、香川県立保健医療大学へ約2か月間貸付しているにもかかわらず、同決裁を受けておらず、また、相手方から物品預り証を徴していないので、今後、物品を他の団体等に貸付しようとする場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(保健センター)

サ 保管転換による備品の受入処理をすべきもの

高松市物品会計規則第31条では、物品の保管転換をしようとするときは、所定の手続を行わなければならないと規定されているが、地域包括支援センター内にある一部備品については、同条に規定する手続が行われないうまま、保健センター等から搬入し、使用されているので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(地域包括支援センター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 普通財産の貸付期間について

合併により取得した香川社会福祉センターおよび香南社会福祉センターの敷地については、合併後も引き続き高松市社会福祉協議会へ無償貸与しているが、当該土地貸付契約における貸付期間は、香川社会福祉センターの敷地については同協議会が必要とするまで、香

南社会福祉センターの敷地については平成13年1月1日から50年間とされており、高松市公有財産事務取扱規則第30条と抵触する内容であるので、契約当初に設定された貸付期間に一定の根拠はあるものの、今後は、同協議会と協議を行い、貸付期間の見直しを検討されたい。

(健康福祉総務課)

(2) 業務委託契約の見積徴取について

平成20年度ネズミおよびゴキブリ駆除業務委託の見積徴取では、見積要領に「消費税及び地方消費税を含まない金額で見積ること」と記載し、相手方に通知しているにもかかわらず、消費税および地方消費税込みの見積金額で、競争見積合せを行うなど、契約事務処理上、適正性に疑義を生じかねないものが見受けられたので、今後、同様の契約に係る見積徴取を実施するときは、見積業者に対し、見積内容の周知徹底を行うなど、適正な契約事務処理に努められたい。

(ひぐらし荘)

(3) 補助事業の実績報告のあり方について

平成19年度地域組織活動育成事業補助金(母親クラブなどに対する補助金)に係る実績報告書では、当該補助対象経費としての妥当性や事業効果に疑義のある研修費の領収書や、内訳明細のない用品購入の領収書が見受けられたことから、今後は、同補助金の助成申請要領に補助対象経費や領収書の記載内容を明確に規定し、事業の適正性・透明性の向上を図られたい。

(こども未来課)

(4) 衛生害虫駆除用薬剤の購入に係る事務処理について

衛生害虫駆除用薬剤の購入については、事務処理の効率化および安定供給を図ることを理由に単価契約により契約を締結しているが、業者選定に際し、必要とする各種薬剤の見積合計金額が最も安価な一業者に決定しているほか、薬剤ごとの年間購入予定量を一括して購入するなど、単価契約に係る事務処理について、適正性を欠くものが見受けられたので、今後、薬剤の購入に当たっては、契約方法

の見直しを検討するとともに、必要に応じた購入手続を行うよう努められたい。

(生活衛生課)

(5) 備品の管理について

香川保健センターでは、香川病院に対し、同センター2階の一室を機能回復訓練室として行政財産の目的外使用許可をしているが、機能回復訓練室で使用されている一部備品については、同センターで購入したものであるにもかかわらず、病院事業用として使用されており、その保管責任が不明瞭であることから、今後は、物品の保管転換を行うなど、備品の保管責任を明確にし、適正な備品管理に努められたい。

(保健センター)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することと規定されているが、環境総務課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年12月1日）

伺決裁の起案用紙の公開・非公開の区分欄に、公・非の事前判断結果が鉛筆で記載されていないものについては、定期監査結果報告が公表された後に、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号の規定に基づき、公文書公開に係る事前判断結果を鉛筆で記載した。

また、起案用紙への記載および記載内容の確認の徹底を図り、適正な事務処理を行うため、職員に関係諸規定や事務処理手続を周知した。

(環境部環境総務課)



## 2 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

### (1) 改善を要する事項

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松市塩江支所および牟礼支所の目的外使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁にはその根拠規定および理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

### (2) 措置された内容（措置通知日 平成20年12月26日）

高松市牟礼支所および塩江支所の目的外使用許可に係る事務処理については、平成19年度から、行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、使用許可伺決裁に高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を明記するよう改めた。

（市民政策部地域政策課）

## 第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

### 1 行政財産の目的外使用許可に係る使用料免除の取扱いについて

#### (1) 意見を付した事項

高松市上天神隣保・児童館および中川隣保・児童館の敷地内に設置されている有線放送電話柱に係る使用料については、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第8項の2第2号イ「市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐し、または代行する団体において、補佐し、または代行する事務事業を行うために必要な範囲内で使用させる場合」に該当するとして免除しているが、現在では、これら有線放送電話柱の使用許可当時の減免理由に即した使用形態が見受けられないので、今後は、財政状況が極めて厳しいことを踏まえ、使用料の免除に当たっては、その可否を十分に検討されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成20年12月9日）

高松市上天神隣保・児童館および中川隣保・児童館の敷地内に設置されている有線放送電話柱に係る使用料については、平成19年度から使用料を徴収することとし、平成19年5月7日付けで使用料を定めて、目的外使用許可を更新した。

(市民政策部人権啓発課)

## 2 証明書等自動交付機の有効利用について

### (1) 意見を付した事項

請求手続の簡素化、窓口混雑の緩和を図るため、市民課および市民サービスセンターに設置している証明書等自動交付機については、導入・稼動に係る経費との観点からも、今後更に利用促進を図られたい。

### (2) 措置された内容(措置通知日 平成20年12月9日)

証明書等自動交付機については、設置場所の見直しを行った。また、平成20年1月4日から、利用拡大のため住民基本台帳カードも使用できるようにし、住民票の写しや印鑑登録証明書等に加え、新たに税関係証明書を発行することとした。これらの措置については、リーフレットの配布や広報たかまつへの掲載、窓口での説明等により市民に周知し、自動交付機の利用促進に努めた。

(市民政策部市民課)

## 3 業務委託および工事請負に係る契約事務の簡素・効率化等について

### (1) 意見を付した事項

緑地管理業務委託および植栽帯補植工事の契約において、業務内容、履行場所、履行期限など極めて類似性のあるものをそれぞれ複数の契約にしているが、このような契約事務処理は、非効率かつ不経済な面もあり、また、新高松市行財政改革計画に掲げる目標の一つである「経費節減・事務の効率化」の趣旨とも合致しない取扱いになっているので、今後は、類似性のある複数の業務委託等を契約しようとする場合は、これらのものを取りまとめ、契約を一本化するなど、経費節減や事務の簡素・効率化の観点から、より効率的かつ適正な事務処理方法を適宜検討されたい。

また、主たる工事に付随する関連工事を発注しようとする場合に

あつては、工事種別、工期等を総合的に判断し、主たる工事請負契約の変更契約による方法も検討の上、適正に処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年12月16日）

緑地管理業務委託等に係る契約については、委託内容を見直し、契約を一本化できるものについては、一本化を行うよう改めた。

また、主たる工事に付随する関連工事を発注しようとする場合においては、工事種別、工期等を総合的に判断し、主たる工事請負契約の変更契約による方法に改めた。

（市民政策部市民やすらぎ課）

4 出納員等の身分証について

(1) 意見を付した事項

高松市出納員規則第10条では、出納員等は、常に証票（身分証）を携帯することと規定しているが、今回、証票の携帯状況について、実地監査した結果、監査対象施設で証票を携帯している分任出納員および出納補助員は、いなかった。

証票の発行事務については、監査時点で所管部局が確定していなかったが、その後、総務部が所管することとなったものの、同事務の執行は、事務事業の簡素・効率化を目標とする新高松市行財政改革計画の趣旨にそぐわないので、同規定に定める取扱いが行財政改革の観点から、実務上、必要かどうかについて、関係部局と協議を行い、同規則の改正も含めて検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年12月26日）

高松市出納員規則第10条では、出納員等は、常に証票（身分証）を携帯することと規定しているにもかかわらず、分任出納員および出納補助員が証票を携帯していなかったため、出納員はもとより、分任出納員および出納補助員に対し、証票を携帯するよう指導するとともに、支所・出張所長会において、証票の携帯の徹底について指導を行った。

（市民政策部地域政策課）

## 5 時間外勤務命令の事務処理について

### (1) 意見を付した事項

休日勤務または時間外勤務命令の事務処理は、高松市職員服務規程第20条第2項の休日勤務・時間外勤務命令簿に実績時間数等必要な事項を記載するなど、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルにより行わなければならないが、勤務命令時間より多い時間数で認定して記載しているものや、支給割合の欄を誤って記載しているものが見受けられたので、今後は、同作成マニュアルに基づき、適正な事務処理が行われるよう、その処理体制の整備や見直しを検討されたい。

### (2) 措置された内容（措置通知日 平成20年12月26日）

休日勤務または時間外勤務命令の事務処理については、平成16年度以降、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、適正に事務処理を行うとともに、認定時間数および支給割合を誤っていたものについては、人事課への月例報告書を訂正し、対象職員には過払分時間外勤務手当の戻入を指示し、納付済みであることを確認した。

（市民政策部地域政策課）